省　令

○法務省令第三十三号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月十三日

法務大臣　上川　陽子

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　法第三十条第一項第二号から第五号までに規定する業務並びにこれらに附帯する業務（以下「民事法律扶助事業」という。）に関し、次に掲げる事項 イ　同項第二号から第五号までに規定する援助の要件に関する事項 ［ロ～ニ　略］ ホ　同項第二号ホ及び同項第三号から第五号までに規定する法律相談の実施に関する事項 ヘ　［略］ ［三～十二　略］	（業務方法書に記載すべき事項） **第四条**　法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　［略］ 二　法第三十条第一項第二号及び第四号に規定する業務並びにこれらに附帯する業務（以下「民事法律扶助事業」という。）に関し、次に掲げる事項 イ　同項第二号及び第四号に規定する援助の要件に関する事項 ［ロ～ニ　略］ ホ　同項第二号ホ及び同項第四号に規定する法律相談の実施に関する事項 ヘ　［略］ ［三～十二　略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年一月二十四日から施行する。